

総合教育会議の概要

(1) 設置目的

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

(2) 会議の位置付け

- ① 総合教育会議は、地方公共団体の長が設置し、地方公共団体の長と教育委員会により構成する。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。
- ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関に当たらない。
- ④ 地方公共団体の長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行する。

(3) 協議・調整事項

摂津市総合教育会議設置要綱（案）第2条各号に掲げる事項

※「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることで、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われることである。

※地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うもので、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するものではない。

(4) 調整した結果の尊重義務

地方公共団体の長及び教育委員会が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。なお、調整のついていない事項については、それぞれの執行権限に基づき、それぞれが判断する。